

[令和4年 6月 定例会]

■公共施設の長寿命化等を進める上での建築系技術職員の確保育成等について

静岡県盛土等の規制に関する条例施行に伴う富士市の対応について

◆18番（小池智明 議員） お許しをいただきましたので、さきに通告してあります2つについて質問いたします。

最初は、公共施設の長寿命化等を進める上での建築系技術職員の確保育成等について。

市では、効果的、効率的な維持修繕、改修による長寿命化や計画的な削減により、保有する公共施設を資産として最適に維持管理し有効活用を図る取組、つまりファシリティマネジメント、以下FMといいますが、そのFMの観点から、富士市公共建築物保全計画、富士市公共施設マネジメント基本方針、富士市公共施設再編計画を策定しました。その後は、これら上位計画に基づき、用途別の個別計画やアクションプラン原案等を策定し、具体的な大規模改修、再編、改築等に取り組むこととされています。こうした中、本6月定例会では、一般会計で吉原まちづくりセンターリニューアル工事、病院事業会計で手術室改修工事に増額補正予算案が上程されました。審査する委員会は総務市民委員会、福祉保健委員会であり、既に委員会での審査及び本会議での採決も終了していますが、令和4年度当初予算が成立した直後の6月定例会で改修に係る増額補正予算案が2件提出されたことは、FMを進める上で共通する課題があると考え、以下質問いたします。

1、まちづくりセンターは、今後改築ではなく大規模改修で対応していく考えとのことですが、全体のリニューアル計画（改修順序ですとか、1つのセンターに必要な検討項目、それぞれの期間、おおよその予算等）の検討、作成状況はいかがでしょうか。

2、中央病院は、令和17年度までは現在の病院施設を使用する予定とのことですが。これを前提とした中での改修計画（病院の中の改修場所、順序、概算費用等）の検討、作成状況はいかがでしょうか。

3、まちづくりセンターのリニューアルに関する設計は市役所直営で取り組んでいくと伺っていますが、その他の公共施設の改修も含め、関係住民との意見交換、予算等を踏まえた中でそれらを最大限反映した改修設計等の面で、建築系技術職員が果たすべき役割はこれまで以上に大きくなると思います。建築系技術職員の確保育成にどう取り組んでいく考えでしょうか。

大きな2つ目です。静岡県盛土等の規制に関する条例施行に伴う富士市の対応について伺います。

違法土砂埋立てについては、富士市でも数年前から大きな問題として議会で

取り上げられてきました。また、昨年7月に熱海市で発生した違法盛土の土石流災害をきっかけに、国、県では法律、条例の改正に取り組み、本年5月には宅地造成等規制法の一部を改正する法律、通称盛土規制法が成立し、面積1000平米以上、土砂量1000立米以上の盛土等は県が許可すること等を規定した静岡県盛土等の規制に関する条例が3月に制定され、この7月から施行されるなど、法制度面での大きな動きが続いています。

こうした動きの中、富士市では従来の土地対策課と建築指導課を統合し、4月より新たに建築土地対策課を設け、課内室として土地埋立対策室を設置し、体制の強化を図っています。

新たな県条例が施行されるのを前に、以下質問いたします。

1、盛土等の対策に関する富士市の現状について。

①本年度設けた建築土地対策課土地埋立対策室の体制と活動の概要はいかがでしょうか。

②違法盛土等のうち、これまでに土砂の流出があったものはあるでしょうか。また、行政代執行の可能性も含め、緊急対策が必要なものはあるのでしょうか。

2、県条例施行に伴う富士市の影響等について伺います。

①県条例施行に伴うメリットと課題をどう捉えているのでしょうか。

②発生者責任を明確にする上で、県条例に規定する土砂等発生元証明書、土砂等管理台帳等の提出、作成義務化に関し、市はその効果と課題をどう考えるのでしょうか。

③県条例施行後、市は不適正な盛土等への対策として、監視や指導等にどう取り組むのでしょうか。

以上、1回目の質問といたします。

○議長（米山享範 議員） 市長。

〔市長 小長井義正君 登壇〕

◎市長（小長井義正 君） 小池智明議員の御質問にお答えいたします。

初めに、公共施設の長寿命化等を進める上での建築系技術職員の確保育成等についてのうち、まちづくりセンター全体のリニューアル計画の検討、作成状況はいかがかについてであります。まちづくりセンターは、これまで旧耐震基準によって建設された建物については改築を実施できており、昨年度改築しました岩松まちづくりセンターをもって全ての改築工事が完了いたしました。これにより、全て新耐震基準の建物になりましたが、雨漏りや照明、空調設備など経年劣化による不具合のあるセンターが多く見られているため、修繕をしながら開館している状態であります。まちづくりセンターは、地域活動の拠点、自主的な生涯学習活動の場であり、非常時には防災拠点としての機能を有することから、今後も継続して機能を維持していく必要があります。このことから、富士市公共施設マネジメント基本方針の考え方にに基づき策定した地区ま

ちづくりセンター整備基準により、改修順序や検討項目を定め、使用年数 65 年を目標に、本年度からリニューアル改修工事を進めております。

本年度から進めていく改修工事におきましては、ユニバーサルデザインを基に、社会ニーズに適合させる機能を付加させながら、おのこの施設の状況に応じて改修を行ってまいります。具体的には、外壁や屋根の防水等の工事のほか、エレベーターの設置や段差の解消などのバリアフリー化、障害者用トイレの設置、全館空調設備の新設などの室内環境の向上、照明のLED化などによる省エネルギー設備機器への更新を基本的な改修内容としております。本事業を計画的に進めるに当たり、各センターにおける個別の改修内容を確認するとともに、事業費につきましては、エレベーターの設置場所の検討に必要な構造計算に係る委託費用や既存設備の状況を鑑み、センターごとに事業費を算定しております。また、地域に愛され親しみやすい施設となるよう、設計段階から地域住民と改修工事に関する話し合いを行い、計画の範囲内において積極的に地域住民の意見、要望を取り入れていくよう進めていくこととしております。今後、まちづくりセンターの改修工事を進める中で、複合化や既存施設の流用など、大規模改修や複雑な改修を要する等、専門性や特殊性、難易度の高い内容を求められる工事の設計に対しては、委託も含め検討してまいります。

次に、中央病院における施設の改修計画の検討、作成状況はいかがかについてであります。中央病院は、本館が昭和 59 年 8 月、別館は平成 3 年 12 月に建設され、本館は建設から 38 年が経過し、経年による施設や設備の老朽化が進んでおります。中央病院は、令和 18 年度までの開院を目指し、新病院の建設に向けた準備を進めておりますが、現有施設をあと 14 年程度は利用することになるため、老朽化する施設や設備について、本年度、改修場所、順序及び概算費用等の検討の上、コスト削減や患者サービスに配慮した老朽化対策計画を作成してまいります。老朽化対策計画の作成につきましては、専門業者との契約は既に締結しており、本年度の上半期をめぐりに現地調査と改修項目の洗い出しを行い、来年度以降の具体的な対策に向けての準備を進めてまいります。本年度の下半期は、上半期での成果を基に改修の優先順位や概算費用を算出し、効率的、効果的な老朽化対策計画を具体化する作業を進め、年度末には計画の作成が完了する予定となっております。対策工事は、新病院の建設時期を踏まえ、老朽化対策計画を作成後、数年間の短期間で集中的に工事を行うことで、老朽化対策による安全・安心や快適性の向上などの効果を早期から最大限発揮させ、必要な機能を新病院の建設まで維持してまいります。工事を短期間に集中的に行うことにより、診察や療養環境に及ぼす影響をできるだけ抑える効果も見込んでおります。今後も、富士保健医療圏における中央病院の役割を果たしていけるよう努めてまいります。

次に、建築系技術職員の確保育成にどのように取り組んでいくのかについてであります。本年 4 月 1 日現在、建築技術職は 9 課に 28 人、電気技術職は 11 課に 26 人、機械技術職は 5 課に 8 人が在職しております。技術職員の確保につきましては、他職種と同様に、次年度以降の必要な職種や職員数の見直し

及び退職補充を考慮し、全庁的な定員管理に基づき、新規職員の採用を行っております。本年度実施する電気技術職の採用試験では、募集条件として年齢の上限を40歳までに拡大し、経験者の採用も視野に入れております。ファシリティマネジメントの重要性が求められている中、今後も地区まちづくりセンターの大規模改修や、その他の公共施設の改修も予定していることから、技術職員の体制を再確認し、それぞれの改修が円滑に執行できるよう必要な人材の確保に努めてまいります。

技術職員の育成につきましては、職場内でのOJTによる実務研修のほか、外部の研修として、県及び県内市町で構成される静岡県公共建築推進協議会が実施する技術研修会への参加や、全国建設研修センターが主催する専門研修等に参加することで、必要な知識や技能の修得に努めております。また、設計に際し、新技術や新工法等を修得し、活用することが必要であることから、外部研修に参加するほか、民間企業からの講師派遣による技術講習会等の開催を検討するなど、さらなる職員のスキルアップに積極的に取り組んでまいります。

次に、静岡県盛土等の規制に関する条例施行に伴う富士市の対応についてのうち、盛土等の対策に関する富士市の現状についてのうちの本年度設けた建築土地対策課土地埋立対策室の体制と活動の概要はいかにかについてであります。本年度設置いたしました建築土地対策課につきましては、建築や土地開発に関する窓口の一元化など、市民サービスの向上を図るため、土地対策課と建築指導課を統合し、開発行為や土地利用、盛土、建築、狹隘道路、景観などの課題に対応しております。このうち、喫緊の課題である不適正な盛土等に関しては、総合的に対応するため、課内に土地埋立対策室を設置し、正規職員6人、土砂埋立事業指導員1人を配置しております。現在、盛土等に関し土地埋立対策室が行っている主な活動につきましては、富士市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例に基づく許可事務や監視パトロール、指導、行政指導などがあります。

次に、違反盛土等のうち、これまでに土砂の流出があったものはあるか、また、緊急対策が必要なものはあるかについてであります。土砂の流出につきましては、昨年7月の大雨による事業地内の小崩落を3か所確認しており、これらに対し安全確保などの指導として事業者へのり面保護などの対策を講じさせております。また、現在のところ、周囲に危険を及ぼす盛土など緊急対策が必要な場所がないことを確認しておりますが、監視パトロールや通報などにより盛土等崩壊の危険性が認められた場合には、盛土等に係る事業者に安全措置を講じるよう指導するとともに、周辺住民などへの情報発信等を行ってまいります。こうした盛土等につきましては、崩壊により人命に危険が及ぶことが明らかな場合などに市が事業者に代わって措置する行政代執行も視野に入れ、周辺の安全を確保する対応方針を検討してまいります。第一義的には盛土等に係る事業者が安全対策を講じるべきであると考えております。

次に、県条例施行に伴う富士市の影響等についてのうち、県条例施行に伴うメリットと課題をどう捉えているかについてであります。本年7月1日施行

の静岡県盛土等の規制に関する条例につきましては、従来の静岡県土採取等規制条例に対して、許可基準や盛土等完了までの管理が厳格化され、届出制から許可制になるなど、不適正な盛土等に伴う災害を二度と起こさないという決意の表れと認識しております。この条例のメリットといたしましては、本市の条例に規定されていない盛土管理における水質や土壌の調査などを義務づけることにより、安全確保や環境保全を図るほか、暴力団員など反社会的事業者の排除を目的とした欠格要件や、事業完遂の担保を目的とした申請者の資力の確認などが挙げられております。課題といたしましては、県条例の適用が農地や宅地の造成にも及び、許可基準や管理の規定が強化されるため、手続や管理に係る費用など、事業者の負担が従前より増加することが挙げられます。また、本年5月27日に全国統一の盛土等規制に関する宅地造成及び特定盛土等規制法が公布され、1年以内に施行となる予定であることから、県と市の条例及びこの法律の施行に伴い、運用等の整理が必要になると考えられます。今回施行される県条例は、許可対象規模が市条例の規模と異なるため、私は、違反盛土等の規模が増加していく過程で、県と情報共有を図りつつ、いかに隙間のない適切な指導ができるかが肝要であると考えております。

次に、発生者責任を明確にする上で、県条例に規定する土砂等発生元証明書、土砂等管理台帳等の提出、作成義務化に関し、市は効果と課題をどう考えるかについてであります。これらの義務化につきましては、許可を取得し適正に行っている事業地の場合、土砂の発生者や発生場所、土量などが明確になります。許可を受けていない事業地への搬入に対しては効果がないことが課題であると認識しております。このため、発生者の責任の下、運搬や処分先などの履歴を明確にすることが不適正な盛土等の抑制につながるものと考え、現在、市長会を通して実効性のある法整備を要望しているところであります。

次に、県条例施行後、市は適正な盛土等への対策として監視や指導等にどう取り組むのかについてであります。県条例施行後は、県と市の条例に基づき、役割を規模ですみ分けることとなります。運用など詳細に関して協議が必要なものにつきましては、県と情報共有し、連携して対応することが重要と考えております。しかしながら、現在、市条例に違反している盛土等につきましては県条例が遡及適用とならないことから、現状の規模にかかわらず、県条例の施行後も、本市が市条例に基づき監視や指導等を行う必要があると考えております。いずれにいたしましても、かけがえのない市民の生命や財産を守り、富士山の景観や周辺の自然環境を次世代に引き継いでいくため、県や警察など関係機関とのさらなる連携により隙間なく対応することで、盛土等の適正化を推進してまいります。

以上であります。

○議長（米山享範 議員） 18番小池議員。

◆18番（小池智明 議員） それでは、2回目の質問をしていきます。

最初にFMの関係なんですけれども、資料を議長に許可を得てお配りしましたので見てください。まちセンについては、吉原のまちセンが2年間でリニューアルするというのがスケジュール的にいろいろ無理があったということで、これから1つのセンターが3年間で1セットでやっていくのだという話も聞いています。1年目は地区に入って意見交換して、もともと考えている事業費とすり合わせ等をしながら基本設計を組む。2年目に具体的にそれを地区に説明して実施設計を組んでいく。そして3年目の工事予算を計上する。3年目にリニューアル工事して完成するんだと。

まず、市民部長、この3年間で1つのものを仕上げていくという、これでいいですか。

○議長（米山享範 議員） 市民部長。

◎市民部長（有川一博 君） 議員御紹介のとおり、今後は原則としてこの3年間のスケジュールでやっていくということによろしいと思います。そういうつもりであります。

以上です。

○議長（米山享範 議員） 18番小池議員。

◆18番（小池智明 議員） その上で、これから、吉原まちセンの次はどこだ、さらにその次がどこだ。ここには模式的に、2年たったら次のものというような形で書いてありますけれども、これは予算の関係もあるでしょうから、このとおり行かないにしても、こういったまちセンの再編、どこかと再編する、学校と再編するという場合が出てきたら、それはまた別ですけれども、基本的に大規模改修で行く、単独のリニューアルで行くということになったら、順番ですとかスケジュールを含めた全体計画はできているわけですか。

○議長（米山享範 議員） 市民部長。

◎市民部長（有川一博 君） 市長答弁でもお答えさせていただきましたけれども、地区まちづくりセンター整備基準というものを作成いたしまして、こちらに基本的に使用年数65年を目標にするための考え方、長寿命化の基本的な考え方、または建築年度の古い順に原則なおるんですけれども、そういったことで改築の順番なんかも定めております。

以上でございます。

○議長（米山享範 議員） 18番小池議員。

◆18番（小池智明 議員） そうすると、その辺り、今回、吉原まちセン、それと中央病院の補正予算が出てきたというのは、今言ったようなことが、所属

長あるいは関係部課長の間で全体の共有ができていなかったというところが大きい背景にあるんじゃないかなと私は思います。やっぱり3年間準備期間が必要なんだ、あるいは中央病院についてもロボットを導入するというので、今年は非常にイレギュラーな形だったという話も聞いていますけれども、やはり14年間使い潰すんだ、早めに集中工事して、そういう計画があって、しっかりとFMをこういうスケジュール、順番でやっていくんだ、あるいは全体の予算はこのくらいでやっていくんだというものを役所全体として持っていた上で、しっかり進行管理していくということが必要だと思います。

それで、資料の左下、公共施設マネジメント基本方針という5年くらい前に作った計画の公共施設マネジメントの推進体制という図が出ています。ここではマネジメント推進部会、財政部長が部会長になって、事務局が資産経営課になって全体をコントロールしていく、マネジメントの進行管理、あるいは施設所管課との連絡調整を行っていくということになっています。そこで、改めて財政部長に伺いますけれども、今言ったような進行管理がやっぱり今回不十分だったと私は思うんです。その進行管理をしっかりやっていくという観点から、マネジメント推進部会として施設の、今、まちセンについては順番もできている、3年に1つでやっていくというのができていますよと。さらに、病院のほうは向こう14年間の老朽化対策計画もつくと。そういう計画をしっかりつくるように各部署に促したり、あるいはそれらをしっかり部会として進行管理していくということが重要だと思うんですけれども、その辺りは、財政部長、どう考えますか。

○議長（米山享範 議員） 財政部長。

◎財政部長（杉山貢 君） 小池（智）議員から一般質問の資料ということで、まちづくりセンターのリニューアル計画を基に資料を提示いただいております。その中で、基本工程ということで、基本設計、実施設計、リニューアル工事と、この3年間で行っていくというような中で、この下の表にも横軸に年次、それから縦軸には、まちづくりセンターを例にとって挙げていただいております。この基本工程については、平成28年度に策定しました公共施設再編計画、こちらの中で施設を整備する場合の標準的な工程というものを提示しております。今、議員が提示いただいた基本工程にも整合するものと思っております。

今回議員が提示していただいた施設別、それから年次別のスケジュール表みたいなものについては、例を挙げてもらっているのですが、同様の施設別、それから年次別のスケジュール表というものを、公共施設再編計画を策定するときに、さらにまちづくりセンターばかりではなくて小中学校、それから幼稚園、保育園といった一般公共建築物についても表にしたものがあります。それをさらに地区別につくってあります。地区別にしてあることによって、例えば複合化といったものについても見える化するような形になっていますので、そ

こちらの資料を更新したいと思っています。まずは直近10年ぐらい、そういった程度の事業化に向けたスケジュールのものを更新していければいいかなと思っています。

そちらの作成については、やはり、議員の資料左下にあります公共施設マネジメント推進体制の事務局、推進部会を取りまとめているのが資産経営課ということになりますので、そちらのほうで、今回こういった事業の遅れというか、6月補正でやったようなことが起きておりますので、より一層のチェック機能の向上を図るためにも、資産経営課が作成して施設所管課に提示をしながら、進捗状況の管理、確認、指導助言、こういったものをこの推進部会のほうで行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（米山享範 議員） 18番小池議員。

◆18番（小池智明 議員） 推進部会のほうで進行管理を改めてしていくということだったのですが、やっぱり定期的に部会が中心になって全庁的にチェックしなきゃいけないと思うんです。その辺の頻度というか、どんなイメージで定期的なチェックをしていくのでしょうか。

○議長（米山享範 議員） 財政部長。

◎財政部長（杉山貢 君） まず、先ほど言いましたけれども、10年ぐらいのものを更新したいと思っておりますが、本年度については、まず来年度の当初予算の内示が出るタイミングまでにその辺の更新をしたいと思っております。それを基にして、今度、令和6年度の予算要求が来年また始まりますけれども、その年度当初には、新たな計画の更新というのですか、今年度、来年度予算用に当初予算の内示を出しますので、その時点の最新の状態にしたものを更新するというような意味で、毎年4月、年度当初、そこで更新、更新ということをかけていって、それらを基に大規模事業なんかを取りまとめている企画課がやっているものが7月、8月頃あります。それから、財政計画についても8月頃まとめ上げるようなことになりますので、そういった中でこの資料も活用できるかと思っておりますので、年度当初にそういった更新作業を行っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（米山享範 議員） 18番小池議員。

◆18番（小池智明 議員） 毎年、年度初めにやっていくということで、そういったチェックの体制をやっぱり改めてこの部会が中心になって全庁的に再確認しながら進めていく。これがやっぱりFMを進めていく上で現場に落ちている話ですから基本だと思っておりますので、ぜひお願いしたいと思っております。

それと、3つ目の建築技術系職員の話ですけれども、市長の答弁を伺っていますと、現在、建築が28人、電気が26人、機械が8人、これを合計しますと62人の建築技術職の職員がいるわけですね。でもこれは、私、昔、議員になる前に設計事務所にいたんですけれども、もちろん僕は設計できないんですけれども、62人技師がいる事務所は多分、もちろん富士市にもないですし、建築関係の事務所としては、非常に大きな組織だと思います。そういう中で、やっぱりこれまで培ってきた技術力もあるでしょうし、それをいかに承継していくかということが必要だと思うんです。ちょっと建設部長に伺いますけれども、これから今言った話のような大規模リニューアルが本格化するわけですね。そうした中で62人建築技士はいるということですが、ただ、事前に話を伺うと若い皆さんがなかなか少なく、これからいかに若手の職員を育成していくかということが少し課題ではないかというような話を伺っていますけれども、その辺りの実情はいかがですか。

○議長（米山享範 議員） 建設部長。

◎建設部長（前嶋裕 君） 施設保全課の職員の育成の課題ということでちょっとお話しさせていただきたいんですけれども、まず育成に時間がかかるということがございます。どうしても、公共建築物の改修工事ですと、業務内容が現場調査ですとか設計、積算、工事監理など幅広くございます。そのために、新たな職員が配置された場合でも、やはり専門技術職員であっても1から業務を覚えるということも多くございます。OJTということで繰り返して行っているんですけれども、どうしてもある程度の水準に行くまでしばらく時間がかかる、1年から2年かかるのかなという感覚でございます。それから、2つ目ですが、OJTを進めているんですけれども、それでもやはり対象の工事にどうしてもばらつきがございまして、計画的にOJTを進めるのも少し難しいところもございます。もう一つですけれども、最近、工事の受託の件数が多くなっているということで、目先の業務をこなすというんですか、余裕がないものですから、研修ですとかスキルアップに使える時間が少し足りないのかなということも感じております。

以上でございます。

○議長（米山享範 議員） 18番小池議員。

◆18番（小池智明 議員） 最後の言葉が、目先の業務でなかなか専門性を培うゆとりですとか時間的にも厳しいというのが印象に残ったんですけれども、先ほど市長の答弁の中では、FMの推進に備えて必要な人材の確保に努めていくという話がありました。私の資料の右下をちょっと御覧いただきたいんですけれども、もちろん庁舎全体の定数管理の中でやっていくんだよという話でしたけれども、例えば、今これからリニューアルしていかなければいけない。建築の技術職員のレベルアップをその前に集中して上げなきゃいけない。その際

に私は2つ考えがあるんですけども、1つは、まず総務部長に伺います。

今、病院総務課には建築の職員がいるということですけども、まちづくり課には建築系の職員がいない。そういう中でリニューアルを担当する所管課には、必ずまず建築系の職員を配置するということはすべきだと思うんですけども、その辺りはどうでしょうか。

○議長（米山享範 議員） 総務部長。

◎総務部長（片田等 君） 建築技術職の配置についてでありますけれども、実際に教育総務課などの施設改修に関わる所属につきましては、現に事務職の中で建築技術職が配置されて有効に機能していると考えますので、この件につきましては、まちづくり課につきましても今後施設改修等の事業が増えるということでありますので、有効な方法の一つかと思われれます。

以上です。

○議長（米山享範 議員） 18番小池議員。

◆18番（小池智明 議員） ぜひリニューアル担当所管課にも技術系の職員を配置していただきたいと思います。

さらに、その職員のレベルアップを図る、あるいは日々の仕事に追われている施設保全課の中の若い職員の皆さんの技術力をこれから上げなきゃいけないですよ。そうしていくには、市長答弁の中には、研修に出したり、あるいは民間の企業から講師を招聘するというのありましたけれども、いわゆる基本はOJTだと思います。仕事をやりながら技術を伸ばしていく。これはちょっと、私、今回質問するに当たって以前いた職場の上司に話を聞きに行きました。話を聞いて、なるほどと思ったんですけども、富士市のまちづくりセンターくらいの規模の施設というのは、建築、設備、全て含めて建築の技師にとっては非常に勉強になる施設だと。リニューアルにしる新築にしる、基本的なことを全て覚えられるので、あれを改修するなり新築設計に携わるのは、すごく職員の研修になりますよと。OJTですよ。技術力のアップにつながるし、自信にもつながる。ですから、技術承継という意味も含めて、やはり中で職員を育てていく。ただ、なかなか増やしていくことも難しい中では、例えば、ここに書きましたけれども、市や県の職員OBを任期付職員として2年なり3年なり採用して、その方々に職員を現場で鍛えていただく。なかなか今、技術職の皆さんは売手市場で、卒業した方がすぐというわけにはいかないような面も聞いていますけれども、何とか市、県のOBを使う、そういったことを考えられないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（米山享範 議員） 総務部長。

◎総務部長（片田等 君） 確かになかなか技術の継承が難しいという状況の中で、OBの活用というものは非常に有効かと思えます。ただし、課題がございまして、まず定数の問題がありますが、そのほかに一番の課題は人材が確保しにくいということだと思えます。現状、官民間問わず、技術職員が非常に不足しているという中で、本市職員も、技術力を持った建築職員は、通常ですと、そのまま再雇用とか再任用とかという形になるんですけども、技術を持った建築職員はほぼ市役所には残らないで民間企業に就労いたします。いろいろ雇用条件等の問題があるかと思えます。したがって、今後そういったOBを確保するためには、定数の問題が解決した後に、年齢等の雇用条件だとか、あるいは給与等の処遇等の問題を検討する必要があるかと思えます。いずれにいたしましても、非常に有効な手段だと思えますので、今後検討したいと考えます。

以上です。

○議長（米山享範 議員） 18番小池議員。

◆18番（小池智明 議員） ぜひ検討していただいて、技術系の職員を、これはよく水道ですとか下水道の技術者の育成ということにもダブリますけれども、やはりしっかりと富士市の技術系職員がこれまで積み重ねてきた技術をしっかり承継していく、さらに新しいものも取り入れていく、そういった意味で人材の育成確保に努めていただきたいと思います。

では続きまして、県の盛土条例のほうへ行きたいと思えます。

最初に、また資料裏面を見ていただけますか。今回、盛土条例が施行されますけれども、基本的に富士市の持っている条例とすみ分けをしているんですが、ここで確認です。県の条例は、1000平米、1000立米以上の土砂埋立て等については県が全部管理するよ、許認可申請ですとか不適正盛土についても県が対応するよと。市は、県が対象としない1000平米未満ですね。ただし、市の条例は500平米、500立米以上ですから、500から1000の間というのが市の範囲になります。

また、右側の図を見ていただきたいんですが、縦軸と横軸で、縦軸は適正な埋立てか、あるいは違反している埋立てか。適法、違法と書いてありますけれども、正しい埋立てか、そうではないか。さらに、左右で、過去にやった事案はどうか、これからどうなるかということで分けてあります。基本的に、第1象限と第2象限、これは全て適法にやるわけですから、過去にやったものもこれからやるものも、これはいいわけですね。しっかり県がやってくれば、あるいは市がやるところも、これから市もちゃんとやっていけば。ただ、問題は赤い色をつけてある第3象限、第4象限です。先ほどの市長答弁ですと、私はある部分期待したところがあったんですけども、県の条例では、これまで市条例で違反して盛土してきた23か所、ここについては県条例は遡及しない、市がこれまでどおりやっていかなきゃいけないということでした。

ちょっと1個忘れていましたけれども、第2象限の市条例で許可を得てやったところは数字が抜けていますけれども、これは75か所ということですので、ちょっとすみませんがメモしていただきたいと思います。

それで、都市整備部長に伺いますけれども、こういう体制の中でこれからやっていくということですが、県の条例は、エリア的には富士市だけではなくて県全体を網羅するわけですね。その中で全体を統括する県の本部体制、それと富士地域における県の出先の体制はどうか、情報は得ていますでしょうか。

○議長（米山享範 議員） 都市整備部長。

◎都市整備部長（中田浩生 君） 県の盛土対策に対する本部体制、また、富士地域の県の出先の体制ということでございますが、県の資料によりますと、本部体制といたしましては、副知事を座長として部長級を委員とする盛土等対策会議を設置するということでもありますけれども、先日、6月24日に発足したということで報道がございました。また、その下部組織として土木事務所、また農林事務所ですとか健康福祉センター、それから県の盛土対策課、これに市町と必要に応じて招集される警察から成る地域部会というものを立ち上げて、農林事務所ですとか土木事務所の出先の職員の方を本庁の県盛土対策課の兼務職員として、県の条例の法第35条に基づく立入検査などの権限を付与するという事をお聞きしております。

それから、富士地域につきましては、健康福祉センターに廃棄物対策に当たる環境部門がありませんので、これについては沼津市にある県東部健康福祉センターが担当するという事を伺っております。

以上です。

○議長（米山享範 議員） 18番小池議員。

◆18番（小池智明 議員） 兼務職員を配置するという事ですが、具体的に例えば富士地域で何人ですとか、あるいはどんな活動をするのかという、その辺りは明確になっているのでしょうか。

○議長（米山享範 議員） 都市整備部長。

◎都市整備部長（中田浩生 君） その辺につきましてはまだ、県のほうにつきましてもはっきりとしたことは分かっておりませんので、私どもではちょっとまだ把握しておりません。

以上です。

○議長（米山享範 議員） 18番小池議員。

◆18番（小池智明 議員） もう今週からですか、7月になりますよね。この段階でまだその辺りが明確になっていないというのは、非常に心配だなと思うところです。

資料の下のほうに、県条例で位置づける土砂等搬入禁止区域、これは第32条というところなんですけれども、知事は、悪いことをしている業者がいたら、そこを土砂等搬入禁止区域に指定できると。この規定は、違反盛土に対して、それがすごくたくさんになる前に未然に防いだり、あるいは取り締まる上で非常に機能するんじゃないかと私は読んでいて思ったんですけれども、この条文に対して富士市はどんな関わりができて、どんな期待が持てるのでしょうか、その辺りはいかがでしょうか。

○議長（米山享範 議員） 都市整備部長。

◎都市整備部長（中田浩生 君） 議員おっしゃっている県条例の第32条、第33条でございますけれども、これにつきましては土砂等の搬入禁止区域というものを定めるということになっておりますが、これは知事が6か月以内の期間を区切って区域を指定しまして、不特定者の搬入行為を禁止するというところで、期間限定の集中的な対応を可能にする区域だと考えております。現在、本市では不適正な無許可盛土という形で23か所を確認しておりますけれども、このうち稼働している現場が何か所かあるということで、パトロール等で把握をしております。こうした悪質な現場について、最優先にこの土砂等搬入禁止区域を指定する際は考えていただきたいと思いますと思っております。23か所のうち、今稼働しているのは1か所という形で現時点は確認しております。ただし、今後、いつまたほかのところが再開するか分かりませんので、そうしたことを考えますと、県あるいは警察との連携が非常に重要になってくることは言うまでもないのですけれども、今回7月1日から施行される第32条の禁止区域の指定について定める条項があるんですが、この中で第32条第1項には、知事が禁止区域を指定する際の市の役割ですとか、あるいは連携については記載がされておられません。また、条例の施行規則のほうにも記載がありませんので、現時点では、どのように連携していくのかというのは不明でございます。ですので、個別事案ごとに県と協議等の対応をお願いしたいと現在のところは考えております。

以上です。

○議長（米山享範 議員） 18番小池議員。

◆18番（小池智明 議員） 今はまだ、これから個別協議をしていかなきゃいけないということで、いろんなことがまだまだこれからだと。もちろん条例が施行されていませんから、これからだよというのは当たり前かもしれませんが。実は今回、いろんなことについて建築土地対策課を通じて県のほうにも当たっていただきました。私も別のルートで県のほうに当たったりもしまし

たけれども、やはりいろんなことがまだ決まっていないうんです。ですから、今の答弁ももう仕方がないかと思うんですけれども、そういう中でちょっと市長に伺いたいんですけれども、先ほど部長から6月24日に県の盛土等対策会議が初めて開かれたと。私もこれを新聞で読んだんですけれども、このときの発表が、県内の違法盛土が193か所ある、そのうちの8割が東部——伊豆は除きまますよ。いわゆる東部地域にあるということです。問題を抱える市町が東部に多いということですので、私はぜひ小長井市長にこの東部の首長たちに呼びかけて、独自の東部地区連絡協議会的な組織をつくって対応していただけないかなと思うんです。

というのは、今の部長とのやり取りの中で本当に分からないことだらけでして、条例がスタートしてからでないとなかなか見えてこない。ということは、結局、この条例の効果が現れ始めるのはいつになるか、今の状況ではなかなか見えてこないのかなと私は思っています。特にこれまで市で受け付けていたいろんな許可申請だとかそういったものも全部県庁のほうで受け付けるということです。それだけでも物理的に作業量が多い中で、県の本庁が指示しながら全域のパトロールを行う、あるいは取締りを行うというのは、なかなか一朝一夕にはいかないんじゃないかと思っています。

であるからには、やはり県の条例が機能するまでは、市町が持っている条例あるいは懸念される事案がたくさんある市町が連携して、情報交換したり、あるいは先ほどの市長会のほうで法制化について、いわゆるマニフェスト、そちらのほうもいろいろ要望していくという答弁がありましたけれども、改めて県東部の市町が連携していく、その旗振り役というか、中心になっていくのが私は富士市ではないかと思っています。富士市は、ネットワーク会議の会長も小長井市長が務められていますよね。ですから、それを母体にして、ネットワークに入っていない例えば沼津市ですとか三島市、函南町、場合によっては、今回大災害が起きた熱海市、少し流域が違いますけれども、向こうにも声をかけて、しっかりと情報交換したりしていく必要があると思うんです。悪いやつらは、市町の境なんかは関係ないですよ。埋めやすいところ、あるいは、あそこだったら埋められるぜというところへ簡単に移動しちゃうわけです。そうした意味からも、ぜひ、東部の市町が連携して取り組んでいく。そのためには、ネットワーク会議の少し拡大版みたいな首長の連携組織をつくっていくというのが機能するんじゃないかと思えますけれども、その辺りは、小長井市長、いかがでしょうか。

○議長（米山享範 議員） 市長。

◎市長（小長井義正 君） まず、今回の県の条例施行に関することですのでけれども、対象の面積と土量がまた違うということでもありますから、私は先ほど答弁させていただきましたけれども、県の条例、また国の法律もありますけれども、それらとの関係の中で隙間をつくらぬようにという説明を何度かさせて

いただきました。特に 500 平米から 1000 平米の部分においては、富士市がそこはしっかりと対応しなければなりませんので、早い段階でそういう動きをつかんで、情報を共有して、そして県との連携を深めていく。そして、県警ともしっかりと連携をしていく。これが重要じゃないかなと思っていまして、まずそれを最初に御説明させていただきます。

それから、静岡県東部の状況でございますけれども、先ほどの会議の中で示された 8 割以上が東部だと。これは恐らく発生元が関東圏とか、隣の神奈川県もそうなんですけれども、そういうところから搬入されてくる。また特に富士山麓とか伊豆半島を含めて、そういうところが狙われてしまっているのかなと思うわけでございます。現在、先ほどお話しがありました富士山ネットワーク会議、この 4 市 1 町の中で企画研究会を設置いたしまして、これについては先ほどの国への要望等についても検討しているところでありますけれども、富士山ネットワーク会議の中ではそういった違法な土砂、盛土等についての対応を研究しているところがございます。さらに、その 4 市 1 町に加えて、沼津市、三島市、函南町、長泉町、これらが加わった 6 市 3 町で富士山麓周辺市町土砂埋立て問題対策担当者会議がございます。この 6 市 3 町に県とまた県警も加わっております。これは担当者会議と書いてありますので、これがどのような形で機能しているのか、また改めてネットワークとの関係の中で東部一丸となってこの対策に取り組んでいく、そういった組織づくりも今後視野に入れていかなきゃならないんじゃないかな、改めてそんなことを認識しているところであります。

もちろんこのことにつきましては、ほかの自治体もそうですけれども、特に我々は条例の厳罰化も含めて先頭に立ってやってきたと思いますし、そういった対象の案件も多いところでありますから、我々が、やっぱり富士市が指導力を発揮して対応していかなければならないと改めて認識したところであります。